

**令和2年度 国民健康保険事業特別会計予算
および
新型コロナウイルス感染症への対応について**

健康福祉部保険年金課

令和2年度 草津市国民健康保険事業特別会計 対比表

《 歳 入 》

(単位 千円)

	目	節	令和元年度		令和2年度	増 減 % B/A
			最終予算額	決算見込額A	当初予算額B	
国民健康保険税	一般被保険者	医療給付費分				
		現年課税分	1,429,688	1,399,673	1,415,309	101.1%
		滞納繰越分	61,080	66,639	51,917	77.9%
		後期高齢者支援金等分				
		現年課税分	557,575	542,832	549,459	101.2%
		滞納繰越分	20,697	24,261	20,540	84.7%
		介護納付金分				
		現年課税分	165,761	164,748	158,607	96.3%
		滞納繰越分	10,675	12,407	10,737	86.5%
	退職被保険者等	医療給付費分				
		現年課税分	583	347	0	0.0%
		滞納繰越分	1,758	949	1,167	123.0%
		後期高齢者支援金等分				
		現年課税分	228	129	0	0.0%
		滞納繰越分	303	204	184	90.2%
		介護納付金分				
		現年課税分	248	101	0	0.0%
		滞納繰越分	13	33	56	169.7%
	国民健康保険税計		2,248,609	2,212,323	2,207,976	99.8%
国庫支出金	国庫補助金	国民健康保険制度関係業務補助金	440	440	506	115.0%
		社会保障・税番号制度システム整備費補助金	3,289	3,289	9,240	280.9%
		災害特例臨時補助金	0	83	0	0.0%
都道府県等負担金 繰入金	保険給付費等交付金	普通交付金	8,282,816	7,995,673	8,266,009	103.4%
		保険者努力支援制度	38,317	38,634	40,910	105.9%
		特別調整交付金	8,215	16,744	7,138	42.6%
		都道府県繰入金	37,792	46,176	39,859	86.3%
		特定健康診査等負担金	28,235	28,236	27,742	98.3%
		保険給付対策費補助金	14,240	15,820	15,303	96.7%
	一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金	549,163	549,162	549,163	100.0%
		その他一般繰入金	377,527	377,527	377,967	100.1%
	基金繰入金	基金繰入金	363,658	363,658	306,970	84.4%
	繰越金		73,006	73,006	1	0.0%
	その他		104,551	108,208	24,516	22.7%
	歳入合計		12,129,858	11,828,979	11,873,300	100.4%

※ 「増減」は令和2年度当初予算額と令和元年度決算見込額との対比です。

《 歳 出 》

(単位 千円)

款・項	目		令和元年度		令和2年度	増 減 % B/A
			最終予算額	決算見込額A	当初予算額B	
総務管理費	一般管理費		108,998	103,384	120,608	116.7%
	連合会負担金		13,656	12,593	14,926	118.5%
徴税費	賦課徴収費		25,581	22,753	24,616	108.2%
運営協議会費	運営協議会費		458	151	439	290.7%
療養諸費	一般	療養給付費	7,090,000	6,862,514	7,086,000	103.3%
		療養費	95,000	90,768	103,500	114.0%
	退職	療養給付費	8,920	1,147	1,300	113.3%
		療養費	650	20	100	500.0%
	審査支払手数料		20,679	19,586	21,142	107.9%
高額療養費	一般	高額療養費	1,064,000	1,021,746	1,051,400	102.9%
		高額介護合算医療費	1,467	847	1,467	173.2%
	退職	高額療養費	2,000	175	1,000	571.4%
		高額介護合算医療費	100	0	100	-
出産育児諸費	出産育児一時金		48,300	34,278	48,300	140.9%
	出産育児一時金支払手数料		25	16	25	156.3%
葬祭諸費	葬祭費		7,250	6,550	7,900	120.6%
納付金	医療分	一般	2,313,839	2,313,839	2,266,767	98.0%
		退職	1,935	1,935	8,507	439.6%
	後期分	一般	779,629	779,629	731,589	93.8%
		退職	362	362	184	50.8%
	介護分		240,819	240,819	246,495	102.4%
共同事業拠出金	その他共同事業事務費		13	2	13	650.0%
保健事業費	保健事業普及費		20,760	19,085	23,860	125.0%
	特定健診等事業費		100,550	82,804	97,980	118.3%
基金積立金			63,447	63,444	481	0.8%
諸支出金			120,420	119,114	13,601	11.4%
予備費			1,000	0	1,000	#DIV/0!
歳 出 合 計			12,129,858	11,797,561	11,873,300	100.6%
歳 入 合 計			12,129,858	11,828,979	11,873,300	100.4%
歳 出 合 計			12,129,858	11,797,561	11,873,300	100.6%
差 引 額			0	31,418	0	

令和2年度予算の増減の主な内容

【歳 入】

◎国民健康保険税

- ・保険税率は令和元年度と同率としています。
- ・被保険者見込数は減少傾向にあるものの、一人当たりの基準所得の伸びがあることから、横ばいとなっています。

◎社会保障・税番号制度システム整備費補助金の対前年比280.9%は、オンライン資格確認・保険証番号個人単位化に伴うシステム改修費の増加によるものです。

【歳 出】

◎一般管理費の対前年比116.7%は、オンライン資格確認・保険証番号個人単位化に伴うシステム改修費の増加および嘱託職員・臨時職員について「会計年度任用職員」(地方公務員法・地方自治法の改正による)として人件費の見直しがあったことによります。

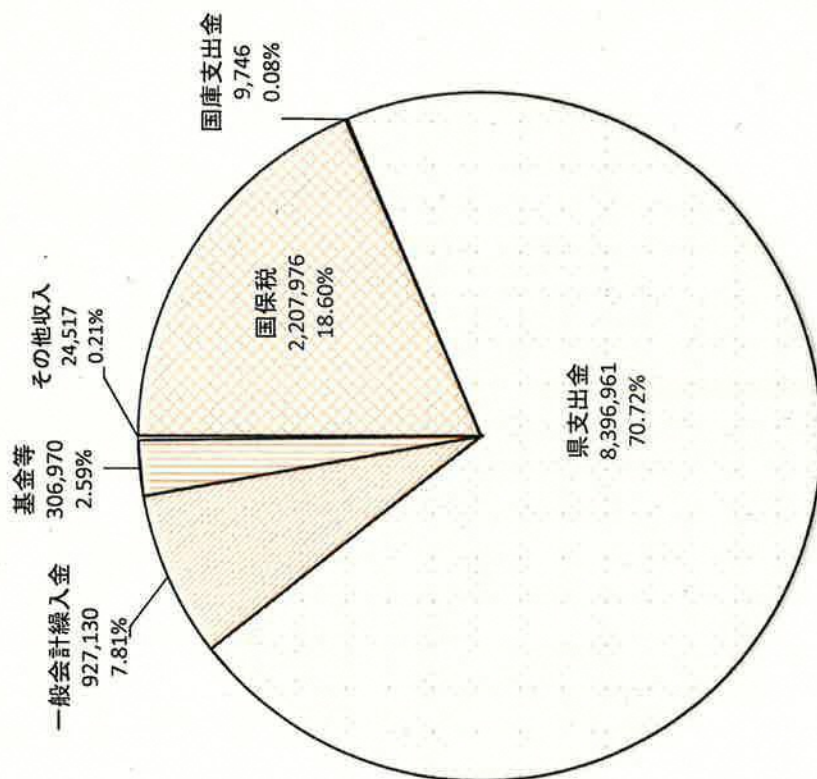
◎令和元年度の医療費が前年より伸びる傾向にあったことを踏まえ、一般分の療養給付費は、療養費、高額療養費については、それぞれ前年決算より3.3%増、14%増、2.9%増としています。

◎納付金の医療分(一般分)の対前年比98.0%後期分(一般分)の対前年比93.8%は、令和元年度の前々年度分前期高齢者支援金、後期高齢者支援金の精算による返還金の増、および令和2年度から前期高齢者支援金等の精算を県全体で分かち合うこととなったことによります。

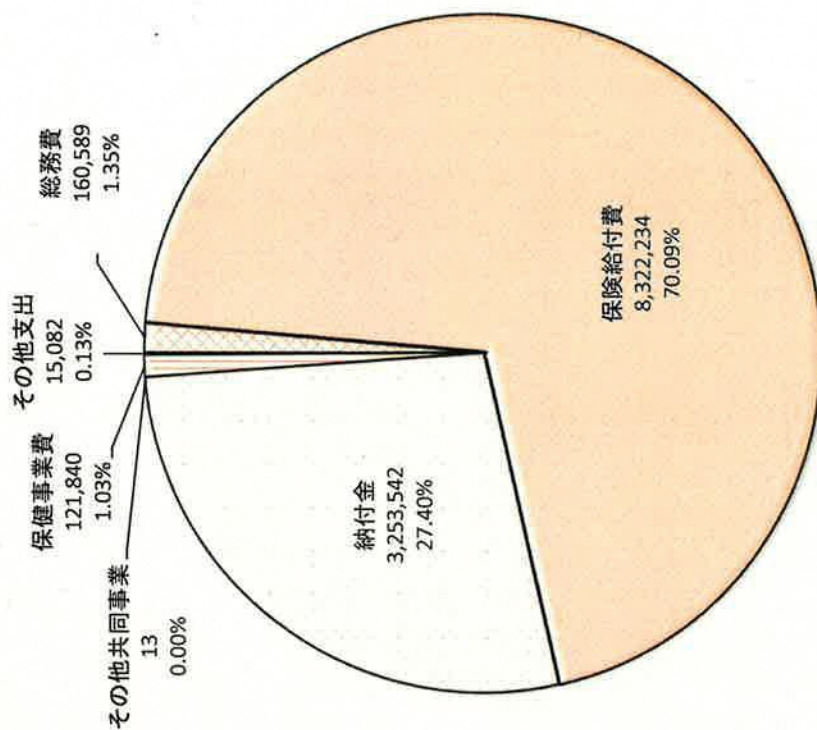
令和2年度 草津市国民健康保険事業特別会計予算

(単位 千円)

歳入 11,873,300千円



歳出 11,873,300千円



一般会計繰入金の推移

(単位 千円)

繰入の種類	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	内容
法定内	基盤安定繰入金	274,416	288,485	352,828	367,040	375,164	384,669	446,968	542,300	544,936	549,745	549,162	549,163	基盤安定制度に基づき、低所得者の数や保険税の軽減相当額等から算出した補填分
	事務費等	88,868	51,765	29,426	45,034	66,607	64,180	67,956	74,397	60,401	63,061	65,518	67,388	国保事務の執行に要する経費
	職員費	59,294	52,897	49,848	53,797	55,152	49,599	48,133	56,955	55,388	49,049	43,081	46,317	国保事務の執行に要する保険年金課、税務課、納税課の職員費
	出産育児一時金	31,880	28,525	39,620	36,359	37,057	32,491	32,025	24,714	29,118	28,213	32,200	32,200	出産育児一時金は、出産育児一時金の支給基準の2/3の額
	財政安定化支援分	25,441	33,283	29,874	30,700	32,174	34,345	34,375	101,101	111,239	92,593	97,470	97,470	国保財政の安定化、保険料(税)平準化のための経費(高齢者数が多いことによる影響額)
法定外	福祉医療波及分	86,194	82,663	78,065	79,021	77,869	86,582	88,705	95,336	101,552	106,880	112,717	111,396	福祉医療助成制度の実施により減額された国庫補助金等の補填分
	特定健診等	21,697	30,527	22,470	27,568	31,158	32,017	30,886	32,864	22,736	21,593	26,541	23,196	特定健診、特定保健指導に係る事務経費、健診委託料と国の基準との差額等の補填分
	医療保険制度間不均衡是正	0	0	123,156	105,743	112,496	95,720	85,117	0	0	0	0	0	所得に対する保険料(税)負担の医療保険者間での差額の一部補填分
合計		587,790	568,145	725,287	745,262	787,677	779,603	834,165	927,667	925,370	911,134	926,689	927,130	

※ 基盤安定繰入金及び財政安定化支援分は当該年度で実績精算し、それ以外は翌年度、翌々年度に実績精算しています。

※ 平成20～30年度は実績精算後の数値。令和元年度は現時点での決算見込額。

【国民健康保険に加入の皆様へ】

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**国民健康保険税が減免**となります。

(減免対象期間：令和2年2月1日～令和3年3月31日)

【保険税の減免の対象となる方】 ①もしくは②に該当する場合

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（収入が一番多い方）が死亡し、または1か月以上の治療を受けた世帯の方

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方

②※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

上記の(1)(2)(3)の要件を全て満たすことが必要です。

○**保険税の減免額**は、**減免対象保険税額** ($A \times B/C$) に**減免割合** (D) をかけた金額です。

減免対象の保険税額 ($A \times B/C$)

- A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
- 400万円以下の場合 : 10分の8
- 550万円以下の場合 : 10分の6
- 750万円以下の場合 : 10分の4
- 1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、合計所得金額に応じた減免割合 (D) は10分の10となります。

【備考】

令和2年の年間収入額が、未確定（見込）でも申請可能です。

その場合は後日、確定した令和2年の収入額等が分かる書類の提出をお願いする場合があります。提出いただきました書類により改めて減免要件を満たしているか確認します。要件を満たさない場合は、遡って減免を取り消す場合があります。

ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

裏面もご確認のうえ、ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

草津市役所 税務課 諸税管理係

〒525-8588 草津市草津三丁目13-30

電話：077-561-2308（平日8:30～17:15） メールアドレス：zeimu@city.kusatsu.lg.jp

Q：私は減免の対象になるでしょうか？

A：次の①または②に当てはまるか確認してください。

①

“新型コロナウイルス感染症”により
世帯の主たる生計維持者が

亡くなられた
または
1か月以上の治療を有すると
認められた場合

②

“新型コロナウイルス感染症”により
世帯の主たる生計維持者の

(1) 次のいずれかの収入が
昨年よりも3割以上減った（見込）

- ☐ 給与収入
- ☐ 事業収入（営業等、農業）
- ☐ 不動産収入
- ☐ 山林収入

(2) 減少した所得の他に所得がある場合、
その合計が400万円以下

(3) 前年の合計所得金額が
1,000万円以下

上記(1)(2)(3)すべてに該当する場合

あなたの国民健康保険税は減免の対象となる可能性があります。
詳しくは草津市ホームページをご覧ください。
下記までお問い合わせください。

【お問合せ・郵送先】〒525-8588

草津市草津三丁目13-30

草津市役所 税務課 諸税管理係

☎077-561-2308（平日8：30～17：15）

【申請方法】

郵送または税務課窓口（市役所1階8番）

【必要書類】（下記書類に加え、本人確認のため運転免許証や健康保険証なども必要です。）

上記、①の事由により申請する場合の必要書類

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・新型コロナウイルス感染症により死亡したことを証明する書類
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患したことを証明する書類（診断書等）

上記、②の事由により申請する場合の必要書類

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・令和2年分所得見積書
- ・令和2年1月～申請時までの収入、所得が確認できる書類のコピー

※ 郵送により申請いただく場合は、上記書類に加えて運転免許証や健康保険証などのコピーを同封ください。

※ 窓口の混雑による感染を避けるため、郵送による申請にご協力をお願いいたします。

1. 制度概要

- 国保制度等においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができることとしている（いわゆる「任意給付」）。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- 国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うこととする。

● 対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

● 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

● 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2 / 3 × 日数

※ 上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。

● 適用

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）